

令和7年度イノシシ等侵入防止柵設置事業 要望調査のお知らせ



鳥獣被害防止対策協議会では、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、令和2年度から本事業を実施しています。

令和7年度も以下のとおり実施しますので、設置を希望される場合は、農政課 林務整備係にご相談ください。

■国庫事業の概要

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金事業
事業主体	鳥獣被害防止対策協議会が各地区の要望を取りまとめて、国に申請を行う
内容	ワイヤーメッシュ柵の設置に係る資材を耐用年数の期間無償貸与 ※自力施工（住民・農家参加型）による柵整備に限る ※設置・維持管理に係る人件費、作業道具、雑費等購入費は地元負担
条件	①受益戸数が3戸以上の計画であること ②耐用年数（14年間）の期間中、農地の耕作を維持し、侵入防止柵の管理が維持できるもの ③過去に取り組んできた国庫事業の受益地でないこと



設置イメージ



■申し込み期限 10月31日（木）まで

■注意事項 今回の調査は、要望量を把握するための事前調査であり、事業の実施を保証するものではありません。

〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 TEL0967 (67) 2706

道路上に張り出している樹木・竹木などの適正管理のお願い



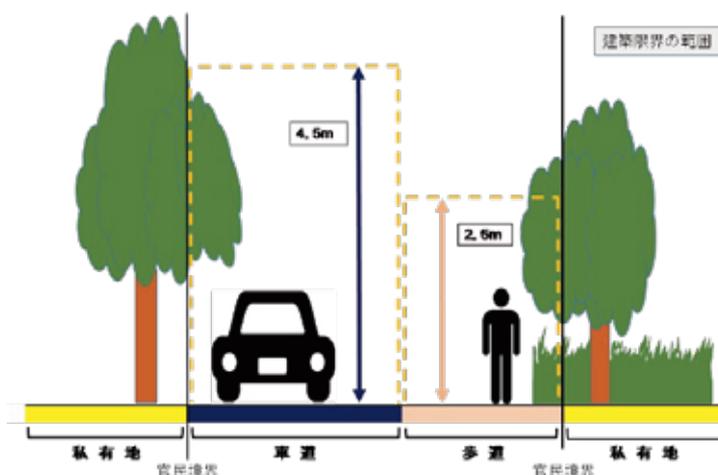
道路沿いの樹木などの管理が適正にされていないと、道路上への枝の張り出しや、枯れ枝などの落下、倒木などによって、歩行者や車両の通行に支障をきたしたり、通行の安全を害するおそれがあります。

私有地に生育している樹木などは所有者の管理物であり、道路に隣接する私有地から張り出した枝など（枯れ枝などの落下・倒木など）が原因で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合には、樹木などの所有者が賠償責任を問われる場合がありますので、所有者の責任において剪定・伐採を行うなど、道路沿いの樹木らの適正な管理をお願いします。

なお、風雨などにより建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として道路管理者において、通行の安全確保を行いますのでご理解をお願いします。

建築限界とは

道路法第30条および道路構造令第12条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空「4.5メートル」、歩道の上空は「2.5メートル」の範囲内に電柱、信号機、樹木などの障害となるような物を置いてはいけな空間として定められています。



〈問い合わせ〉建設課 建設係 TEL0967 (67) 3178